

## 羽曳野市排水設備設置義務免除に関する要綱

制 定 平成 26 年 10 月 31 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、排水区域(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)  
第 2 条第 7 号に規定する排水区域をいう。)において下水を排除する者に対する法第  
10 条第 1 項ただし書の規定による排水設備の設置義務の免除(以下「免除」という。)  
に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第 2 条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、免除することができる。

(1) 排除する下水(以下「排除下水」という。)は、次のいずれかに該当するもので  
あって、水洗便所から排出される汚水及び炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴  
い排出される排水並びに事業活動で生じる排水でこれらに準ずるものを含んだも  
のであってはならない。

ア 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 6 項に規定する特定事業場  
からの処理水

イ 間接冷却水等、汚濁物質と直接接触しない排水

ウ 特別の処理をしていない地下水、湧水その他の地下水

(2) 排除下水を放流する公共用水域(水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共  
用水域をいう。以下同じ。)が、免除の申請に係る法第 10 条に規定する土地の付  
近にあり、かつ、当該公共用水域が将来にわたって確保されていること。

(3) 排除下水の放流が、既存の公共用水域に影響を及ぼすおそれがないこと。ただ  
し、放流することによって、その周辺や放流先の排水に支障が生じる場合は、流  
量計算を行い排水能力のある放流先まで改修すること。

(4) 排除下水の水質は、下水道法施行令第 6 条に規定する技術上の基準及び大阪府  
生活環境の保全等に関する条例施行規則第 27 条の排水基準に適合する水質である  
こと。

(5) 排除下水について、前号に掲げる水質を恒久的かつ安定的に維持し、下水道法

施行令(昭和34年政令第147号)第5条の5の基準を満たす排水処理施設(以下「処理施設」という。)を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力及び体制を有すること。

(6) 処理施設は3ヶ月間の処理実績があること。

(7) 排除下水を公共用水域に放流させるための導水管その他の放流施設(以下「放流設備」という。)と排水設備が分離され、その排水系統が容易に確認でき、かつ、放流設備から放流される排除下水が公共用水域から容易に採水できること。

(8) 第1号アに規定する排除下水の放流設備については、流末が公共用水域から公共下水道へ切替えることができ、かつ、排除下水の水質等に異常が生じた場合は、直ちに市長、公共用水域の管理者、公共用水域までの水利権者及び関係する地元区長に報告を行い、市長の指示に従い切替装置により公共下水道へ排出させる体制が整っていること。

(9) 公共用水域から公共下水道に切替えた場合は、排水量を測定できる装置を設置すること。

(10) 原水の量及び排除下水の排出量を測定し、又は確認することができること。

(11) 処理施設を使用する場合は、申請地内で有人配置にて施設を24時間監視でき、第8号の異常が生じた場合に速やかに対応できる体制が整っていること。

(12) 処理施設及び放流設備(以下「免除施設」という。)を使用する場合は、最終放流先までの公共用水域の管理者、公共用水域までの水利権者の許可及び関係する地元区長の同意を得ること。

2 前項第9号に規定する装置を設置した者は、市長に公共下水道接続報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 第1項に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めるときは免除することができる。

(免除申請)

第3条 免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、排水設備設置義務免除申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

(1) 放流設備図

(2) 排水設備図

(3) 申請地周辺見取図及び配置図

- (4) 申請日から起算して3ヶ月以内に水質試験を3回以上実施した旨の記載がある水質試験報告書(様式第3号)
- (5) 施設管理体制表
- (6) 第2条第1項第12号に規定する許可及び同意に係る書面を添付した取水及び排除の許可等に係る届出書(様式第4号)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(免除決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、受理した日から起算して60日以内にその内容を審査し、免除が適当と認めた場合は、排水設備設置義務免除許可決定通知書(様式第5号の1。以下「免除許可決定通知書」という。)により、免除が適当でないと認めた場合は、排水設備設置義務免除不許可決定通知書(様式第5号の2)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 免除の決定にあたっては、次に掲げる条件を付し、市長が必要と認めた場合は、さらに他の条件を付するものとする。

- (1) 放流に際しては、法、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)その他関係法令による所定の手続きを行い、これを遵守すること。
- (2) 将来において、免除条件に違反した場合又は水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による水質規制基準の項目の変更等により、公共下水道へ接続の必要が生じた場合は、公共下水道の改築に要する工事負担金は、全て申請者において負担すること。
- (3) 関係法令等の改正その他の事由により免除条件を変更する必要があると市長が認めた場合は、市長の指示に従うこと。

3 申請者は、免除許可決定通知書の交付に際し、免除条件を遵守する旨の誓約書(様式第6号)を提出しなければならない。

(免除期間)

第5条 免除期間は、免除した日から1年以内とする。

(水質試験の実施等)

第6条 免除を受けた者(以下「免除者」という。)は、1ヶ月に1回以上の水質試験を別表の項目ごとに行わなければならない。ただし、水温及び水素イオン濃度に係る水質

試験にあつては、1日1回以上行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、立入り採水検査を行い、その結果を免除者に報告するものとする。この場合において、免除者は、立入り採水検査について協力しなければならない。

(水質試験の試料の採取箇所及び方法)

第7条 水質試験の試料の採取箇所は、免除者が排出する下水の放流口とする。ただし、原水を公共用水域から取水する場合は、取水口においても採取しなければならない。

- 2 水質試験の試料の採取方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示」という。)に定められた方法及び日本工業規格又はこれに準ずる方法によるものとし、放流口が2箇所以上ある場合は、それぞれの放流口において採取しなければならない。

(水質試験の方法及び水質分析機関)

第8条 水質試験の方法は、環境庁告示に定めるところによる。

- 2 水質試験に係る水質の分析機関は、官公立衛生研究所、官公立大学研究室、官公立分析機関又は計量法(平成4年法律第51号)により濃度計量証明事業の登録を受けた事業所とする。

(水質試験の報告)

第9条 免除者が、第6条第1項に規定する水質試験を実施したときは、水質試験報告書を水質試験を実施した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(免除の更新)

第10条 免除者が、免除期間を更新しようとする場合は、免除期間の満了日30日前までに、排水設備設置義務免除継続申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。ただし、第1号から第3号、第5号、第6号及び第8号に掲げる書類については、前回申請時と変更がない場合は、添付を要しない。

(1) 放流設備図

(2) 排水設備図

(3) 申請地周辺見取図及び配置図

(4) 申請日直前3ヶ月以内に水質試験を3回以上実施した旨の記載がある水質試験報告書

(5) 施設管理体制表

(6) 第2条第1項第12号に規定する許可及び同意に係る書面を添付した取水及び排除の許可等に係る届出書

(7) 前回の免除許可決定通知書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、受理した日から起算して30日以内にその内容を審査し、その結果を排水設備設置義務免除継続通知書(様式第8号)により、申請者に通知しなければならない。

(変更の申請)

第11条 免除者が、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名。以下「免除に関する事項」という。)を変更しようとする場合は、第3条の規定を準用する。

2 免除期間は、免除に関する事項に変更又は更新があった場合でも、免除した日から1年以内とする。

(氏名等の変更の届出)

第12条 免除者は、免除に関する事項を変更したときは、速やかに当該変更を証する書類を添付して、氏名等変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第13条 免除者から当該免除施設を譲り受け、又は借り受けた者であって、当該免除施設を引き続き使用するものは、当該免除者の地位を承継することができる。

2 免除者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る免除施設を承継した法人は、当該免除者の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により免除者の地位を承継した者は、速やかに当該承継の理由を証する書類を添付して、承継届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第14条 免除者は、免除施設の使用を免除期間内に終了したときは、廃止した日から30日以内に廃止を証するものを添付して、放流設備使用廃止届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(監督処分等)

第15条 免除者が免除条件に違反し、又は虚偽の報告をした場合は、法第38条の規定

により、市長は免除者に対し必要な措置を命ずるものとする。

(関係者との連絡)

第 16 条 免除者は、最終放流先までの公共用水域の管理者、公共用水域までの水利権者及び関係する地元区長と密接な連絡をとるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平 28.8.15)

この要綱は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (平 29.4.1)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。